

# 知多半田駅前広場改修設計業務委託 特記仕様書

## 第1条 適用範囲

本仕様書は、半田市（以下「本市」という。）が受託者に対して委託する「知多半田駅前広場改修設計業務委託」（以下「本業務」という。）に適用し、業務を実施する上で必要な作業方法及び遵守すべき事項について定めるものとする。なお、本業務は、本特記仕様書のほか、設計業務等共通仕様書（愛知県建設局）、公共建築設計業務委託共通仕様書（国土交通省）に基づくこととする。

## 第2条 目的

本市では、知多半田駅東の駅前広場について、単なる交通結節機能だけでなく、人が居心地良く滞在でき、多様な利活用が可能な魅力的な広場へ改修することで、中心市街地の活性化に繋げるため、令和7年2月に基本構想を策定し、現行の駅前広場の機能を縮小し、余剰区域に広場を整備する方針を決定した。この整備により歩行者の円滑な通行や快適な待合空間の確保及び隣接する泉線との良好な接続を図り、駅前に人中心のウォークブルな空間を構築することが目的である。

本業務は、令和6年度に定めた基本構想に基づき、隣接する道路との接続を含め、駅前広場のリニューアルに必要な設計を行うものである。

## 第3条 業務期間

契約締結日の翌日（令和7年6月頃を想定）から令和9年3月10日まで

## 第4条 対象範囲図面



## 第5条 業務内容

### 令和7年度 知多半田駅前広場改修基本設計業務

#### (1) 基本設計業務

現状の交通条件に即した駅前の交通機能の確保と居心地の良い過ごしたくなる空間の創出を図るための基本設計を行うもので、隣接する泉線との取り合わせも含め進めるものとする。

#### ①基本条件の整理

現地踏査及び既存の資料により、現況や交通状況等を把握するとともに、基本構想の内容を理解し、設計にあたっての前提条件を整理するとともに市民意見や関係機関との協議内容を反映しながら作業を進める。

#### ②設計条件の検討

「駅前広場等の将来需要」「関係事業者・関係機関等との協議結果」「取付道路の交通処理方針」「空間の活用方針」「既存施設の再利用の要否」等を考慮に入れながら、導入すべき施設の種類や規模の詳細な検討を行い、設計条件として整理する。

#### ③景観計画

泉線など周辺の公共空間と一体的な駅前広場及び交流広場となるように、配置計画・利用計画や植栽計画、舗装材の検討等を含めた総合的な景観計画を作成し、駅前広場及び交流広場の全体の整備イメージパースを作成する。また、必要に応じて模型やイメージスケッチ等により関係者等に内容を共有できるものを作成すること。

#### ④整備案の検討

設計条件や景観計画を踏まえ、敷地の造成計画、必要な施設の配置、構造、意匠等について検討する。

#### ⑤建築物の基本設計

前項の検討の結果、決定した建築物について、交流広場での豊かな公共空間の利活用に資すると共に、居心地の良い乗り換え空間となるよう、広場と一体感のある意匠性の高い建築物とする。また、幅広い利用者に対応できるように十分配慮をする。

#### ⑥排水設計

造成計画も踏まえながら、雨水排水について設計を行う。

#### ⑦基本設計図の作成

①～⑤を踏まえ、現況測量図を参考に駅前広場等の基本設計図（全体図A 3サイズ、施設ごとの分割図S=1:250）の作成を行う。

## ⑧概略工程表、ステップ図の作成

駅前広場を使いながらの施工となるため、関係者と協議できるように、概略工程表、ステップ図を作成する。

## ⑨概算工事費の算出

工種ごとに設計書を区分し、愛知県の積算基準資料（「土木工事標準積算基準書」等）を参考に、概算工事費を算出する。

複数年度の施工となる場合は、年度ごとの工事費も算出する。

## ⑩協議資料の作成

必要な関係機関協議を行うにあたり、資料作成及び議事録作成などを行う。

協議先は交通事業者、道路管理者、鉄道事業者、各施設の所管部署を想定している。

### （２）市民意見の聴取（４回程度を想定）

駅前広場の施設配置物、交通動線、デザイン、広場の使い方や管理運営方法、泉線との連続性、管理手法等を検討にあたり、市民意見の把握や整備内容の周知を図るためにワークショップや実証実験等の必要な取組について、企画立案や実施方針、運営、ファシリテーション、開催記録作成などの支援を行う。また、その結果に基づき、駅前広場の利活用、施設整備、交通管理等の観点から課題を整理すること。

### （３）交通計画の精査及び関係会議等支援業務

年２回程度、半田市が行う交通関係者協議の運営支援を行うものとする。

駅前広場の実態把握・分析、駅前広場必要面積・規模算定などを示した計画概要書作成し、検討会議当日の運営支援に必要な人数の確保や協議の議事録（概要）の作成を行うものとする。

### （４）業務打合せ

業務打合せの回数は８回（業務着手時、中間４回、関係機関協議２回、成果物納入時）を予定している。

### （５）照査

最終的な成果品だけでなく、手戻りが無いよう、段階に応じて照査を実施する。

### （６）中間報告書作成

令和７年度の検討結果を取りまとめ、報告書を作成する。

## 令和8年度 知多半田駅前広場改修実施設計業務

### (1) 実施設計業務

前年度の基本設計に基づき、整備に必要な実施設計を行うものである。

#### ①基本事項の整理

基本設計内容を確認し、設計に必要な資料を収集整理し、設計計画をたてる。

#### ②詳細設計

造成・舗装・既存構造物の取壊し等の土木工事の基本的な内容や基本設計で検討した施設について、デザイン、施工性、維持管理の観点を考慮しながら、材質・形状・配置計画等を詳細に検討し、発注に必要な設計を行う。

#### ③平面設計

測量成果をもとに平面図及び座標計算を行い、平面計画図を作成する。

#### ④縦横断設計

測量成果をもとに、駅前広場及び多目的広場の計画高を検討し、排水を考慮した縦横断の設計を行う。

#### ⑤実施設計図の作成

これまでの検討に基づき、実施設計図面を作成する。(図面縮尺は 1/250～1/20 程度とし種別に応じ協議によるものとする。) また、必要に応じて整備の最終形が市民に簡潔に伝わるようイメージスケッチ等を作成すること。

#### ⑥建築物の実施設計

前年度に実施した基本設計に基づく設計と条件及び提示された基準等によって、詳細な実施設計を行う。(数量計算、積算・設計書作成業務、必要な各種協議、申請書・計算書、図面等の作成を含む)

#### ⑦仮設構造物・排水設計

工事に必要な仮設構造物及び、排水について設計を行う。

#### ⑧施工方法の検討

既存機能を確保しながらの施工方法、工程等について検討を行う。

#### ⑨数量計算

工種、材料ごとに数量を計算し、数量計算書としてまとめる。

#### ⑩概算工事費の算出

令和8年6月30日及び9月30日までに算定し、報告する。

### (2) 事業の周知及び市民意見の聴取のための取組

整備の最終形について市民に広く周知し、意見を聞くための取組を企画検討

し、実施すること。

### （３）関係機関協議支援

公安委員会、交通事業者等との協議に必要な資料作成を行うとともに、必要に応じて同行すること。

### （４）パンフレットの作成

住民や事業者等に広く、事業内容を周知し、公民が連携しながらまちづくりを進めるため、本業務に関するイメージパースなどを記載したパンフレット作成する。パンフレットは A3 見開き両面程度とし 100 部印刷し、納品すること。

### （５）業務打合せ

業務打合せの回数は 7 回（中間 4 回、関係機関協議 2 回、成果物納入時）を予定している。

### （６）最終報告書作成

検討結果を取りまとめ、報告書を作成する。

## 第 8 条 成果品

### （１）成果品について

成果品は、下記に示すもの及びその他、監督職員が指示するものとする。なお、納入場所は産業課とし、納入期限は、別途協議の上決定する。

#### ●令和 7 年度

基本設計報告書 A4 チューブファイル 2 部（電子データ含む）

#### ●令和 8 年度

実施設計報告書 A4 チューブファイル 2 部（電子データ含む）

パンフレット 100 部（A3 見開き両面程度）

### （２）成果品の扱いについて

成果品の著作権は発注者に属するものとする。

また、提出された CAD データ（電子納品も含む）については、当該事業の円滑な執行を目的に、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成及び当該施設の完成図の作成等に使用することがある。

又、完成後の施設管理や改修工事等に使用することがある。

## 第 9 条 貸与資料

受託者は、業務の遂行に必要な資料のうち、市が所有するものについては貸与を受けることができる。受託者は貸与された資料の重要性を十分認識し、資料の破損、紛失、盗難等の事故の無いよう十分注意しなければならない。

## 第10条 準拠する図書

- (1) 駅前広場計画指針（日本交通計画協会）
- (2) 大規模開発地区関連交通計画マニュアル（国土交通省）
- (3) 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- (4) 都市公園技術標準解説書（日本公園緑地協会）
- (5) 都市公園の移動等円滑化ガイドライン（国土交通省）
- (6) 国土交通省官房官庁営繕部が制定又は監修した基準等の最新版（国土交通省）
- (7) 半田市地域公共交通計画（半田市）
- (8) 半田市ふるさと景観計画（半田市）
- (9) 知多半田駅前地区計画（半田市）
- (10) 半田市中心市街地活性化コンセプトブック（半田市）
- (11) みんなで描いた夢の未来図 知多半田エリア（半田市）
- (12) 半田市中心市街地活性化基本計画（半田市）
- (13) その他必要な資料

## 第11条 他業務（別途発注業務）との整合

受託者は、知多半田駅周辺で実施する他業務と緊密な連携・情報共有を図りながら設計内容の整合を図るものとする。

## 第12条 その他

### (1) 変更

業務の軽微な変更については、契約金額の変更は行わない。

### (2) 質問回答書の作成

成果物の引き渡し後であっても、本業務に関する質問が生じたときは、市と協議し、受注者は、原則として無償で質問に対する回答書を作成する。

### (3) 追加業務等の実施

成果物の引き渡し後であっても、追加調査等の必要が生じたときは、市と協議の上、受注者は、原則として無償で業務を行う。

### (4) 説明会等への支援及び参加

本市が本業務の成果等について説明会等を開催するときは、資料作成等の支援をすると共に、必要に応じて出席すること。成果物の引き渡し後であっても、市と協議の上、受注者は、原則として無償で支援を行う。

### (5) 本仕様書の疑義の対応

本仕様書について、疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定める。